

## 常勤役員の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人小田原福社会の理事長及び常務理事（以下「常勤役員」という。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

**第2条** 常勤役員に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、理事会の承認を得て予算の範囲内で支給する。ただし、報酬額は年額1,000万円以内とする。
- 3 常勤役員の通勤手当は、給与規定第16条を準用する。
- 4 理事長及び常務理事に就任し、または、退任したときの報酬は該当月の日割計算により支給する。
- 5 常勤役員の報酬は、法人本部経理区分とする。

(旅費の額)

**第3条** 常勤役員に支給する旅費は旅費規程による。

(報酬及び旅費の支給方法)

**第4条** 常勤役員の報酬の支給は、職員給与の支給日に行う。

(改定)

**第5条** この規程の改定は、理事会の議決を得て行う。

附 則 平成28年12月17日施行  
平成30年 6月24日改定

## 理事・監事及び評議員等の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人小田原福社会の理事、監事（以下「役員」という。）、評議員及び評議員選任委員の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事会等の出席報酬)

**第2条** 役員、評議員及び評議員選任委員が、理事会及び評議員会等に出席したときは、日額15,000円の報酬を支給する。ただし、本会に勤務し給与を受けている者については、これを支給しない。

(旅費の額)

**第3条** 理事、評議員及び評議員選任委員に支給する旅費は実費とする。

(報酬及び旅費の支給方法)

**第4条** 役員及び評議員の報酬及び旅費の支給は、銀行振込により行う。

(改定)

**第5条** この規程の改定は、理事会の議決を得て行う。

附 則 平成14年 1月 1日施行  
平成22年12月12日改定  
平成28年12月17日改定